

令和4年10月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年10月7日 金曜日 午後3時03分から午後3時26分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (27人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志
	2番	石原 文義	10番	高見 利洋
	3番	高虫 秀樹	11番	岡田 浩司
	4番	山下 一郎	12番	奥田 国雄
	5番	尾古 礼隆	13番	日野 浩一
	6番	藤本 康央	14番	江原 宏昭
	7番	小谷 恵		

推進委員	1番	中川 勝彦	10番	佐伯 守
	2番	渡邊 博文	11番	谷上 真実
	3番	高口 正秀	12番	青木 美伸
	4番	徳永 裕二	13番	野口 稔
	5番	岸本 耕二	14番	川上 英章
	6番	鳥橋 千廣	15番	小原 進
	9番	入江 英之		

4 欠席委員 (3名) (農委9番 遠藤 幸子、推委7番 荒松 将志、推委8番 金本 常由)

5 議事録署名委員の決定 (14番 江原 宏昭、1番 前田 繁昌)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局	長	諸遊剛史
主	幹	坂田真寛
主	事	道祖貴文
事務補助員		山根江利子

10 会議の概要

事務局

それでは、只今から10月の定例農業委員会のほうを始めさせていただきたいと思えます。議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長

どうも、こんにちは。大分、涼しくなりました。天気予報を見とったけども、急に今度は寒くなりますよということですが、直接、今、体が寒くなったなという感じを受けておるところでございます。

今日の農業新聞を見てみますと、肥料のあれがですね、上乘せになったものが大体、単価が1.4倍か1.5倍ぐらいになるだろうということなんで、その上乘せしたぶんに対してのぶんを、約0.7ということで7%ですね、7%のものを負担していこうかというのが、国の政策でございます。今、そういう中でですね、県のほうも、その上乘せについての部分には何ほか援助しましょうというのが、県の回答の仕方というような、詳しいことはきちんと出てませんが、そういう話が進んでおることなんで、それについてですね、計算方式が今日出ておりましたが、大体100万円の肥料を使った場合には、約14万何ぼのものが該当になってくるというような話を、ちょっと、あんまり詳しい数字でいうと、違っとるがなって言われますけども、そういうようなことが農業新聞に書いてありましたので、今後、肥料がだんだん高くなってくるといのは、薄々皆が聞いておりますが、その計算方法について大雑把に出ておったということなんで、今後その問題についての対応が本格的にくるんじゃないかなと思っておるようなことでございます。県のほうに対しても、町としても対応してくれということ、申請をしておるという形になっております。そういうようなことで、いろんな面でございますね、物が10月になったら、すごく、何%か上がってくるということで、非常に、農村に対して、その収益が減っていくんで、実際は農産物がどんどん高になつとるわけじゃないです、厳しい農政の中での対応になるんじゃないかなと思っておるようなことでございます。その中で、農業委員会としても、やるべきことは、きちんと農地はですね、守られて、荒れないようにしていくということが根本的なやり方でございますので、協力の程よろしくお願ひします。

始めに当たつての挨拶に代えさせていただきます。

議長

議事録署名委員の方は、14番委員さん、1番委員さん、よろしくお願ひいたします。

今日の欠席の方は、農委9番委員さんと、推委の8番委員さん、1人の方はちょっと遅れてくるということになっておりますので、よろしくお願ひします。

議長

それでは、会務報告を、事務局のほうでよろしくお願ひいたします。

事務局

【会務報告】

(9月12日) ・定例農業委員会について。

- (9月26日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
(9月27日) ・農業経営改善計画認定審査会、農業次世代人材投資事業にかかる中間評価について。
(10月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。

議長 今、事務局から会務報告がございました。これについて、何かご質問があれば。

(農委13番委員、挙手)

議長 はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 13番です。農業次世代人材投資事業、□□さんの下の名前をちょっと教えてください。

事務局 はい、失礼しました。大山町〇〇の□□□□さんです。よろしくお願ひします。

議長 はい、いいでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 その他、ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、以上を持ちまして会務報告についての質問は終わらせていただきます。

議長 それでは、議事のほうに入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

27番、〇〇、畑2筆、合計1,647㎡。こちら合計※円の売買です。譲渡人、譲受人はそれぞれ記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 現地確認の推委5番委員さん、よろしくお願ひします。

推委5番委員 はい。現地確認を、事務局と3人で見て回りました。昔の〇〇駅の南側の広い団地っていうか、畑地帯ですが、その一角に芝が栽培してあって、その後、管理をしてなかって雑草も生えてましたが、芝が残ってありました。別に問題はないと思いますので、よろしく審議のほうをお願ひします。

議長 どうも、ご苦労さんでございました。これについて何かご質問のある方は。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひします。

(全員挙手)

全員賛成でございましたので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局からご説明ございましたが、何かご質問があれば。
(農委10番委員、挙手)

はい、農委10番委員さん。

農委10番委員 10番です。4ページ5ページに、当事者間の法律関係ということで、解除条件付ってというのがありますが、どういう意味なんですか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらはですね、一般法人が農地を貸し借りする際に、要はですね、適正に管理していない場合には、契約を解除できるという条件が付いたものになります。

農委10番委員 それは、どちら側に対してですか。

事務局 会社がちゃんとしていない場合ですね。

農委10番委員 きちんとしなかったら、地主さんが返してくださいっていうんですか。そういうこと。

事務局 行政の指導として、解除することが出来ます。

議長 事務局としては、見に歩かないけど、パトロールで、もし確認されたらということですか。その辺を、きちんと説明をお願いします。

事務局 はい。あとですね、この一般法人は、毎年、農地の利用状況報告書を出していただいています。そちらのほうでも、管理状況について確認をさせていただいております。

議長 農委10番さん、どうでしょうかいな。今の答弁でいいでしょうか。また追加で質問があれば、お願いします。よろしいですね。

農委10番委員 はい。

議長 その他。他に質問ありますでしょうか。

ないようですので、番号541番を除いて、いいですか。番号541番を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 農委11番委員さん、ちょっと(議事参与の制限のため)出てやってください。

(農委11番委員、退室)

541番について、何かご質問あれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

賛成ですので、承認いたしました。

(農委11番委員、入室)

議長 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局から、ご説明がございました。これについて、ご質問のある方。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 11ページの報告については、見ておいてやってください。続けて14ページ、15ページのほう、続けて見ておいてください。

報告事項については、確認しておいていただきまして、その他のほうに入ります。

議長 次の日程でございますが、定例農業委員会の日程でございます。11月の10日、木曜日、中山の改善センターで午後3時からということでございますが、どうでしょうか。

異議なしということで、11月の10日に決定させていただくということで、よろしくをお願いいたします。

現地確認当番は、農委5番委員さん、農委3番委員さん、農委8番委員さん、よろしく忘れないようお願いいたします。

その他に何かございましたら。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 ちょっと確認。さっきの解除条件付きってというのは、担い手機構を通して貸し付けた場合には、適用をされないわけですね。それと、使用貸借以外の貸借、賃借権の場合には適用されないのか。ちょっとその辺のところをちょっと整理してもう少し詳しく教えてもらえませんか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。まず使用貸借か、賃借権かで違いはございません。

もう1点、機構を通した場合のご質問ですが、機構を通した場合にも、条件を付けて貸し借りすることが出来ます。ですので、荒らしているというのを確

認した場合は、行政のほうからまず勧告をして、それでも対応されない場合は解除されるというような大まかな流れになります。

農委13番委員　　ちょっとその関連ですけど、それは、この契約を結ぶ際に、改めて確認しないとイケないということですね、自動的じゃないということですね。

事務局　　この条件が付けられるのはですね、いわゆる一般法人、農地所有適格法人ではなくて、農業部門以外のものをメインにしておられる一般法人さんの場合に付けられます。

農委13番委員　　はい、分かりました。ありがとうございました。

議長　　農委13番さん、以上でいいでしょうか。

農委13番委員　　はい。

議長　　他にありませんでしょうか。

ないようですので、以上を持ちまして、この10月の大山町定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 江原 宏昭

議事録署名委員 前田 繁昌

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。